

# 台湾銀行による「信託預金」の創出と影響 —大正時代の金融イノベーションがもたらした日本信託業の発展契機—

日本貿易振興機構アジア経済研究所研究員 久末亮一

## — 目 次 —

はじめに

### I. 信託業務への参入と背景

1. 信託業務の開始
2. 業容拡張期の新たな資金需要

### II. 信託預金の開発と運用

1. 山成喬六：日本信託業発展の隠れた功勞者

### 2. 信託預金の具体的内容

3. 開始後の残高推移と運用状況

### III. 信託預金のインパクト

1. 銀行業界および法制面への波紋
2. 信託二法制定の迷走
3. 台湾銀行による信託二法への認識と対応  
おわりに

## はじめに

本稿は、日本初の金銭信託商品であった、大正時代の台湾銀行による「信託預金」の創出から終焉までを再考することで、信託という当時の新しい金融概念を用いてイノベーションを試みた営為や、これによって生み出された日本信託業の発展契機を明らかにする。

本稿の主役である台湾銀行は、1899年、日本の新植民地である台湾の開発金融を目的に設立された特殊銀行である。しかし、島内での拓殖的金融が一段落した後の1910年代、特に第一次世界大戦期のアジア経済圏で生じた欧州勢力の弱体化に乗じて、台湾銀行は性急な勢いで、多方面での業務拡張を一挙に推進した。これにともない、台湾銀行は資本・資金を必要としており、特に日本内地での資金

吸収の強化を迫られていた。

その一環として、1916年（大正5年）には信託預金という画期的な新商品を創出する。この新しい試みは、巷間から大きな評判をもって迎えられた一方で、預金獲得の競争激化を危惧する銀行業界からの激しい反発を招いた上、信託関連法の未整備という問題を顕在化させた。これによって、1922年の「信託法」と「信託業法」（以下、「信託二法」と省略）の制定が促進される。その意味で、台湾銀行による信託預金という試みは、日本信託業の発展を刺激した、大きな契機の一つであったと言える。

この信託預金の先行研究には、その内容と背景、さらには普通銀行との摩擦などを考察した、麻島昭一氏の論文 [麻島 1966] がある。ここで麻島氏は、台湾銀行の信託預金が、①後年に金銭信託を中心に発展した信託業界の原点となった、②銀行と信託の分業主義推進

の背景となった、などの点を指摘し、総じて日本の信託普及に影響を与えたことを指摘している。この点について、筆者は完全に同意するものである。

もっとも麻島氏の研究では、当時の資料的制約から、台湾銀行が信託預金についてどのような認識をもって行動し、これが変化していったのかは、具体的に明らかにされていない。特に、台湾銀行にとっての信託預金とは、1918年6月にその取り扱いが中止に追い込まれた時点で完結していたわけではなく、むしろ信託二法の制定迷走と連動しながら、1922年3月の取り扱い廃止まで継続していたのであり、この終焉までの経緯も併せて考察されるべきと考える。また本稿では、信託預金に代表される台湾銀行の信託業務が、どのような背景によって主導されたかについて、組織的・時代的な背景だけでなく、人物的な背景からも考察している。これによって、信託預金という先駆の商品が、イノベーションを担うヒトの営為によってもたらされたことにも言及したい。

以上を明らかにするため、本稿では先行研究を踏まえた上で、筆者の進める台湾銀行研究プロジェクトの資料調査で発掘した一次資料からの発見を加えつつ、台湾銀行の信託預金について、その創出から終焉までの顛末を描きたい。

本稿の構成は、以下の通りとなる。第一節では、台湾銀行が信託業務に参入した背景を、1914年の台湾銀行法改正から同時期の業務拡張を含めて考察する。第二節では、信託預金の開発と運用について、その生みの親でもある理事兼東京支店総支配人で、日本信託業界の隠れた功労者でもある山成喬六の役割、具体的な商品設計、募集開始後の残高推移や運用状況などから考察する。第三節では、信託預金をもたらしたインパクトについて、業界内外での反応、信託二法の制定に向けた動きとの関係、行内での新法への認識と対応を中心に考察する。また結論部分では、本稿の内

容をまとめると同時に、台湾銀行による信託預金の考察が単なる歴史では終わらず、現代にも通じる金融の本質的役割を考える上での示唆を含んでいることについて、金融イノベーションの側面から論じたい。

## I. 信託業務への参入と背景

### 1. 信託業務の開始

台湾銀行が信託という概念を具体的業務として用いたのは、1914年の担保付社債信託への参入であった。当時、台湾では製糖企業を中心として、固定資産の流動化によって運転資金を調達する需要が見込まれていた。そこで1913年6月には、台湾総督府が、内地の「担保付社債信託法」に準拠した「台湾担保付社債信託規則」を公布した。これと連動して、台湾銀行は「台湾銀行法」の改正を出願し、1914年3月には同法第5条第1項第8号に「信託ノ業務」という一項が追加された。

信託関連業務の開始について、台湾銀行の内部報告書は次のように記している〔台湾銀行 1914〕。

斯ノ如キ資金需給ノ形成ヲ来シタレハ資金ノ需要者供給者ノ中間ニ立チテ其ノ需給ノ媒介ヲ為ス信託機関ヲ要スルヤ切ナリ茲ニ於テカ當行ニ於テモ信託業務ヲ新設シテ時勢ノ要求ニ應セリ即チ諸種ノ事業會社ノ為ニ起債及借款ヲ容易迅速ナラシメ政府地方公共團體組合等ニハ其ノ財政ノ運用ヲ円滑ナラシメ内外ノ資本案ニハ放資ノ方法ヲ與ヘ以テ内ニハ臺灣産業ノ健全ナル發達ヲ助長シ外ニハ支那南洋ニ於テ事業經營及利権扶植ニ便ヲ與ヘテ國運ノ伸長ニ資セントス之レ實ニ當行ノ將ニ盡スヘキ職分ニシテ信託業務新設ノ趣意又之ニ存スルナリ

同報告書では、信託関連の業務について10項目（表1参照）を想定しており、その中心が担保付社債信託であった。もっとも、この

表1 1914年12月の内部報告書で想定されていた信託業務

一、擔保付社債ニ關スル信託業務
二、國債、地方債、社債又ハ株式ノ募集、其ノ元利金又ハ配當金ノ支拂取立等一切ノ取扱又國債、地方債、社債及株式ノ所有者ニ代リテ其ノ權利義務ノ行使
三、財産ノ管理及處分ノ受託
四、有價證券ノ貸借ノ受託
五、有價證券ノ委託賣買及代理交換
六、債務ノ保證
七、資金利殖ノ受託
八、外資輸入ノ仲介
九、會社ノ組織變更、整理及合併ニ關スル業務
十、内外公共團體若クハ會社等ノ委託ニ依リ財務ノ代理ヲ為ス事

出所：台湾銀行 1914

業務は大きく拡大しなかった。具体的な業績としては、1915年上半期に大日本製糖の社債263万円、同年下半期に東洋製糖の社債250万円の発行を引き受けた後は、1925年下半期と1937年下半期に台湾土地建物の社債各150万円を引き受けたのみであった〔台湾銀行1939, 91〕。

また1915年には、有価証券信託に参入している。この業務は残高が示すように、1915年414万6000円、1916年633万2000円、1917年1482万6000円、1918年2612万6000円、1919年3639万円、1920年3365万1000円、1921年5909万3000円、1922年5451万2000円と〔台湾銀行1939, 91-92〕、比較的順調に推移している。

もっとも、台湾銀行による信託業務の開始は、銀行としてはとりわけて早い時期からの参入ではなかった。たとえば、日本の銀行で信託を実用化した先駆は、日本興業銀行であった<sup>(1)</sup>。1900年公布の日本興業銀行法では、第9条で有価証券信託業務が定められ、同行定款第39条にも同業務が記載されている。また1905年には担保付社債信託法の公布とともに、日本興業銀行法と定款の改正・追加の上で同業務にも参入している。

これに比して、台湾銀行が信託業務に参入

したのは1910年代からであった。この背景には、同時期の台湾銀行による急激な業務拡張があり、その資金需要から信託預金が誕生する。

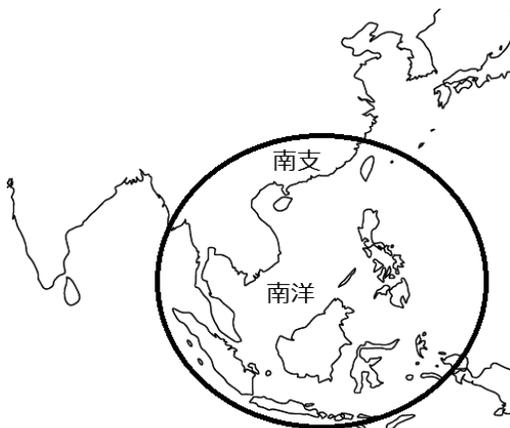
## 2. 業務拡張期の新たな資金需要

台湾銀行にとって、1910年代は重要な意味を持つ。台湾の中央銀行であり、また拓殖的使命を受けた植民地銀行でもある台湾銀行は、1899年に設立された。この特殊銀行は、設立当初は台湾の金融整備と開発資金供給に専念していた。

しかし、島内開発が一段落した1910年代には、設立当初からのもう一つの目的に向けた展開を開始する。それが日本を代表する銀行として、台湾を足がかりに、華南から東南アジアに拡がった経済圏（南支・南洋）に進出するものであった（図1参照）。こうした経営展開は、いわゆる大正南進論といわれる、一つの時代精神を体現するものでもあった。

当時、日本は明治以降の近代化が一段落する一方、国力の増大とともに、次第にその勢いを外方向に拡大しようとする風潮が生まれていた。このベクトルとしては、日本から見て北方にあたる朝鮮から満洲、さらに華北に

図1 「南進」と「南支・南洋」経済圏のイメージ



出所：筆者作成

いたる範囲へ進出する「北進」と、南方にあたる台湾から華南、これと一体の経済圏を形成していた東南アジアにいたる「南進」という、二つが存在した。台湾銀行の動きは、まさに後者の方向に沿ったものであった。

現在は「中国南部」と「東南アジア」として、相互に独立した経済圏として認識されている地域は、19世紀後半には一体化したアジア間交易の経済圏を形成していた。台湾銀行が南進によって、この巨大な経済圏への接近を試みたときに着目したモデルが、英国系の香港上海銀行であった。

たとえば香港上海銀行は、香港や上海を基盤に銀行券を発券して巨額の銀資金を中国で吸収し、一方ではロンドン市場を通じた世界金融へのアクセスを可能にすることで、巨額かつ機動的な資金確保・運用の体制を有していた。こうして得られる潤沢な資金と信用から、たとえば東南アジアから華南にかけての華僑送金、中国と欧米との貿易金融などを手がけ、また中国では各種借款を主導した。すなわち、そのビジネスモデルは、地域内の大きな資金流動を掌握することで、大英帝国のアジアにおける覇権を支える金融的原動力となるものであった。これは、アジアのなかで日本を代表する金融機関を目指した台湾銀行にとって、目標とすべき存在であった。

台湾銀行にとっての転機は、1914年の第一次世界大戦の勃発であった。これにより、19世紀後半からアジアで確立された欧州勢力の覇権は、一時的に弱体化する。これは経済活動でも同様であり、地域の金融的覇権を掌握してきた英国系海外銀行の活動にも、支障が生じはじめていた。台湾銀行はこの空白を千載一遇の好機として、台湾を基盤に南方向でのアジア進出を、性急ともいえる勢いで展開する。それは銀行の基礎確立のため、島内業務に集中した約15年間の雌伏で滞留したエネルギーの、爆発的発露でもあった。

まず、アジア各地とロンドンおよびニューヨークで支店を開設し、預金の吸収と投融資

の拡大、外国為替取引の拡大、対中政治借款への関与を積極化した。このほか英国のパークレイズ、フランスのコックス、米国のアーヴィング・ナショナルなどの大銀行と連盟を結成し、国際金融業務を取り扱う体制を整える。また、アジアでの現地業務を吸収するため、華僑資本との合併で華南銀行や中日銀行などの現地銀行を創設し、あるいは南洋倉庫のような各種事業の設立も主導した。さらに内地では、東京、横浜、大阪、神戸に支店を開設し、また国内輸出組合を後援するなどの各種業務を推進した。

一方では、経営の積極展開を支えるため、台湾銀行には膨大な資本調達、資金吸収の需要が生じていた<sup>(2)</sup>。こうした背景から信託預金が誕生する。1919年の『臺灣銀行二十年誌』には、次のように記されている[台湾銀行 1919, 346]。

本行は内外各地に支店を有し其の本来の任務として臺灣の諸事業に對して資金の供給を為し更に進みて南支南洋に於ける事業資金を供給し若は支那の公私借款に應じて經濟的聯絡を圖るものなるを以て信託的預金の方法に依り前記各種の資本を蒐集し以て臺灣南支南洋等に於ける事業資金の供給を豊富にする

この新しい信託商品を構想し、実現に向けた指揮をとったのが、理事兼東京支店総支配人の山成喬六であった。

## II. 信託預金の開発と運用

### 1. 山成喬六：日本信託業発展の隠れた功労者

当時、台湾銀行の理事兼東京支店総支配人を務め、後年には満洲中央銀行副総裁として活躍した山成喬六(図2)は、日本の信託業を開拓した功労者の一人であった<sup>(3)</sup>。

山成は1872年、小田県後月郡築瀬村(現岡

図2 山成喬六肖像



出所：井原市教育委員会 2008, 42

山成井原市)に生まれ、地元の名門校である興譲館を卒業した [井原市教育委員会 2008, 42]。後に上京し、同郷人で縁戚にあたる大蔵官僚の阪谷芳郎 (後の大蔵大臣、東京市長、貴族院議員) の書生となる。東京高等商業学校を卒業後、大蔵省に入省。その後、1899年の台湾銀行創立と共に入行する。1908年には当時の柳生一義頭取の欧米視察に随行するなど、経営中枢に近い位置で活躍する。1913年9月、台湾銀行の理事 (役員) に就任し、同月には東京出張所 (1910年10月開設) の支店昇格にともない、東京支店総支配人となる。

以上のように、当初は大蔵官僚として活躍し、その後に転籍した人物とはいえ、山成の発想や行動は、同じく官界出身であった台湾銀行の歴代頭取・副頭取である添田壽一、柳生一義、櫻井鐵太郎、中川小十郎などと同様に、大胆なものであった。その個性の一端につき、後年の新聞記事は次のように紹介している [時事新報 1932.5.4]。

山成君は臺灣銀行が戦争景氣の波に乗って臺灣の發券銀行としての領域から跳躍し、為替銀行として世界的に驥足を伸べた全盛時代に、時の頭取櫻井鐵太郎の下で、

理事兼東京支店支配人として、八面六臂の怪腕を揮ひ、臺銀にその人ありと知られた快男児だ。

東京支店総支配人となった山成の最初の目標は、台湾銀行が在京銀行の正式な一員として、東京交換所の会員となることであった。ところが、以前より柳生頭取の腹心として蛮勇を馳せていた山成の目論見は、すでに銀行業界からは警戒を以て迎えられていた。当時、三井銀行常務であり、財界にも大きな影響力を持っていた池田成彬は、次のように回顧している [池田 1949, 108]。

臺灣銀行は特殊銀行でしょう。それが東京に支店を出す時に山成喬六君を交換所に入れることは皆反対でした。それは同君を入れると、きつと暴れて困るといのです。丁度私が交換所の委員長をしておつた時で、そんなことを言わずにやろうじやないかと言つたがなかなか反対が強かつた。

曲折の末、台湾銀行東京支店は無事に東京交換所の会員となり、内地の最重要拠点として業容を拡大していった。

こうしたなかで、山成にはもう一つの目標が存在した。それは台湾銀行が兼営可能な信託の概念を用いた、新しい金融手法の開発であった。先述のように台湾銀行では、第一次世界大戦を機会としてアジア経済圏に進出するため、膨大な資本調達、資金吸収の需要があり、これを担うことが主として内地、特に東京支店の重要任務の一つであった。そこで山成は、当時の日本では未発達であった信託の概念を用いることで、台湾銀行が必要とした資金吸収の一端を満たそうと構想した。

## 2. 信託預金の具体的内容

こうして山成の強力な指揮下、台湾銀行東京支店では信託預金の開発が始まる。

まず、信託預金の基本概念について、台湾

銀行の内部報告書は「信託預金トハ信託ノ目的ニ出ツル特約ヲ伴フ預金ニシテ又全体ヲ看レハ信託行為ト解ス可キモノナリ」〔台湾銀行 1917a, 218〕としている。具体的には、信託預金とは寄託された資金を、銀行が寄託者のため特定方法によって利殖を図り、また一定割合の利益を保証する一方で、報酬として保証料・手数料を徴収するという、「信託ナル特約カ附随セル寄託」〔台湾銀行 1917a, 219〕と規定している。

したがって、信託預金の法律的性質については、信託特約をとまなう預金という位置づけから、純粋な信託とは異なるとしている。すなわち信託財産は受託者に帰属し、受益者との間には、ただ運用から生じた利益を与える債務関係が成立するに過ぎないと規定している〔台湾銀行 1917a, 220〕。しかし全体としては、「(イ) 目的物タル金銭ヲ受託者(銀行)ニ委託シ(ロ)且其財産権ノ処分ヲ依頼シ(ハ)其レヨリ発生シタル利益ヲ受益者ニ分配スル」〔台湾銀行 1917a, 226〕ため、信託預金は信託行為の一種であるとしている。

こうした基本概念と解釈に基づく信託預金を、そもそも台湾銀行が営むことは法的に可能であるかについて、内部報告書は次のように記している〔台湾銀行 1917a, 227-228〕。

当行ノ信託業務ヲ営ミ得ルハ当行ノ目的タル事業ノ範囲ニ属スルコト論ナク又其行為ヲ構成スル各部ノ預金ノ受入並ニ利殖ノ為ニスル貸付等ハ台湾銀行法第五條及定款第三十九條ノ認ムル所ナルヲ以テ之カ経営ハ法律上何等差支アルコトナシ

このような点について検討しているのは、当時の信託および信託業を規定する法制が未整備であり、信託預金という新しい試みが法的には何に準拠したものであるか、曖昧であったためである。これについて台湾銀行は、台湾銀行法によって信託業務の兼営が可能な点を根拠としているが、その条文は先述のよ

うに、実際には担保付社債信託を想定したものであった。このため同法を根拠として、通常の銀行預金とも性質が似通いつつ、また信託の利点を活かした商品を開発したことは、後日に論争の的となる。

さて、具体的な内容については、1916年のパンフレット『臺灣銀行信託預金案内』〔台湾銀行 1916a〕に詳しい。これによれば、まず信託預金の特質について、「本預金ハ普通預金ト異リ銀行ニ於テ適宜ノ方法ニ依リ投資シ其投資物ヨリ収入スル利息中所定ノ信託料ヲ差引キタル利益ヲ預ケ主ニ配當スルモノナルカ故ニ有利ナル資金ノ利殖方法ナリ」と紹介している。最低預金額は一口5000円、預け入れ期間は2年以上となっており<sup>(4)</sup>、その詳細は信託預金規定(表2参照)に、次のように記されている。

まず第2条では、信託預金とは、投資から生じた収入から信託料を差し引いた収益を、預金者に配当として分配するものである旨を明記している。また第3条では、銀行が運用に関する責任一切を負担する旨を明記し、資金を融資・投資などいかなるもので運用するかは、銀行の自由裁量に一任されることを再確認している。

第4条では、運用の結果として利益配当の都度には、2種類の信託料が徴収されることが記されている。一つは、預金額に対して年間1.5%を上限に徴収される「保証料」で、現代では信託報酬に相当するものである。もう一つは、収入から保証料を差し引いた利益に対して、信託期間3年未満の預け口に対しては10%以内、3年以上の預け口に対しては7%以内を徴収する「手数料」で、現代では運用の成功報酬に相当するものである。

一方で第5条では、預金期間中には一定率での利益配当の最低保証率が約されており、信託期間3年未満の預け口に対しては年5.5%、3年以上の預け口に対しては年6%が設定されている。当時の金融緩和の状況下では、銀行預金の利子が定期で年4%、特別

表2 信託預金規定の内容

第一條	當銀行ハ本規定ニ依リ信託預金ノ取扱ヲ為スモノトス
第二條	當銀行ノ信託預金ハ適宜ノ方法ニ依リ之ヲ投資シ投資物ヨリ生スル収入利息中第四條ノ信託料ヲ引去リタル利益ヲ預ケ主ニ配當スルヲ以テ目的トス
第三條	當銀行ハ前條ノ投資ニ關スル一切ノ責任ヲ負擔ス
第四條	當銀行ハ信託預金ノ取扱并前條ノ責任負擔ニ對シ利益配當ノ都度左記信託料ヲ受クルモノトス 一 保證料 投資金額ニ對シ一年千分ノ十五以内 二 手数料 収入利息ヨリ右保證料ヲ差引キタル利益ニ對シ 期限三ヶ年未満 百分ノ十、 期限三ヶ年以上 百分ノ七以内
第五條	當銀行ハ預ケ主ニ對シ第二條ニ依ル利益配當ノ最低率ヲ保證スヘシ 前項ノ保證最低率ハ信託預金申込書及信託預金證書ニ記載シ預リ期間中變更セス
第六條	各信託預金ノ利益ハ當銀行所定ノ方法ニ依リ毎年二回計算シ各預ケ入日ヨリ起算シタル毎六ヶ月目ノ應當日（應當日ナキトキハ其月ノ末日）ニ於テ其前半ヶ年間ノ利益ヲ配當ス 配當率ノ計算ハ年率厘位迄ニ止ム
第七條	當銀行ハ預ケ主ニ對シ信託預金證書ヲ交附ス 信託預金證書讓渡ノ場合ハ該證書ヲ當銀行ニ提出シ名義變更ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス
第八條	預ケ主ハ信託預金ノ配當利益受取人ヲ特定スルコトヲ得 前項ノ場合ニハ當銀行ハ信託預金證書ニ其旨ヲ記載ス
第九條	預ケ主及第八條ノ特定受取人ハ豫メ其印鑑ヲ當行ニ届置クヘシ
第十條	盜難紛失其他ノ事由ニ依リ信託預金證書ヲ喪失シタルトキハ直ニ當銀行ニ届出ツヘシ
第十一條	信託預金證書又ハ印章ヲ喪失シ又ハ盜用セラレタルニ依リテ生シタル損害ハ當銀行其責ニ任セス
第十二條	本規定以外詳細ノ事項ハ當銀行ノ定ムル所ニ依ル

出所：台湾銀行 1916a

当座で年3%、当座預金で1.4%強であったことを考えれば〔中外商業新報 1916.11.17〕、大変に有利であった。しかも、仮に運用成績が思わしくなく、配当が最低保証率を下回った場合には、台湾銀行が利子補填を約していた<sup>(5)</sup>。この利息計算は第6条のように、年2回6ヶ月ごととされている。

また第7条では、信託預金証書は名義変更によって、第三者に譲渡可能であることが記されている。これにより信託預金証書を用いた担保設定や質入れが可能となっていた。さらに第8条では、預金者の手続きによって、信託預金の配当受益者を指名できることも記されている。こうした信託としての特徴的な設計は、預金者にとって大きな利便になった。

以上のような信託預金は、台湾銀行が持つ台湾、南支、南洋などのアジア経済圏での拠点に加え、ロンドンやニューヨークといった国際金融市場での拠点を通じて運用すること

で、当時の緩和状態にある国内市場では実現の難しい高利回りを目指していた<sup>(6)</sup>。すなわち、資金の流れは「内から外」を基本とするものであり、その意味で信託預金とは、当時にして国際的な運用機会を一般社会に紹介した、グローバル運用型の商品でもあった。

### 3. 開始後の残高推移と運用状況

1916年11月、台湾銀行は信託預金の取り扱いを開始した。これについて、当時の新聞は次のように報道している〔時事新報 1916.11.13〕。

今日内地の金融界は資金の處分に苦むの状あり而かも對外放資の一事に至りては一般に經驗なきと資本かも亦臆病にして容易に進まざるの風あり然るに信託預金の方法により對外放資を為すときは事業又は資金の利殖に就ては臺銀自ら責任を負ふものな

れば資本家は安心して對外資金を為すこととなり時宜に適したる新案と云ふ可し

もつとも、1916年11月25日付の山成から副頭取兼本店総務部長である中川小十郎宛の内部連絡文書では、「本預金ハ全然新規ノ計畫ニ候ヘバ取扱手續其他内部ノ整理方法攻究ヲ要ス可キ点ガアラズト存候ヘ共今後ノ経験ニ依リ他日ノ修正ヲ期シ度奉存候」[台湾銀行 1916b] とあることから、当初は取り扱いについて、銀行内部でも混乱が生じていたようである。それにもかかわらず信託預金は、1916年下半年には508万7000円を集め [台湾銀行 1939, 210]、半年後の1917年4月27日には、704口、総額1059万6000円を集めた [大阪毎日新聞 1917.5.1]。この成功について、中川小十郎は次のように述べている [台湾銀行 1917c]。

僅カ一年ナラサルニ今日ノ如キ成績ヲ挙ケ得タト云フモノハ本預金カ預金者ニ極メテ有利テアルノト江湖各位カ本行ノ任務ヲ了解セラレテ同情セラレタル結果タルニトハ勿論テアルカ抑●又時勢カ所謂信託ナルモノヲ要求シテ居ル結果ニアラサルヨリハ斯ノ如キ成績ヲ挙クルコトニハ不可能テアツタ事ト信スル (筆者注：●は判読不明箇所)

このように好調なスタートを切って以降、残高推移 (表3参照) は1918年6月に新規取り扱い中止に追い込まれるまで、最高で3913万6000円まで急増している。これは当時の全預金量3億3430万4000円の11.7%を占めており [麻島 1966, 27]、業務拡大のために資金調達を目指した目的は、大いに達成されたことが判る<sup>(7)</sup>。

その預金者の地理的分布 (表4参照) を見ると、東京が最も多い444口770万5917円87銭となっており、以下は大阪、神戸と続いている。全体的に見ると、横浜を含めた内地4支

表3 信託預金の残高推移

年次	上半期残高(6月末)	下半期残高(12月末)
1916	-	5,087,000
1917	17,252,000	30,638,000
1918	39,136,000	38,871,000
1919	37,825,000	33,142,000
1920	21,452,000	8,884,000
1921	1,905,000	802,000
1922	611,000	247,000

出所：台湾銀行 1939, 210

表4 預金者の地理的分布 (1917年4月)

地方	口数	金額
東京	444	7,705,917.87
大阪	141	1,474,200.00
神戸	60	829,281.61
横浜	9	55,000.00
台北	23	304,499.46
基隆	1	5,000.00
台中	14	12,000.00
嘉義	4	29,000.00
台南	3	37,668.97
打狗(高雄)	1	10,000.00
淡水	2	10,000.00
台東	1	5,000.00
花蓮港	1	10,000.00

出所：大阪毎日新聞 1917.5.1

店が654口1006万4399円48銭と圧倒的であり、口数では約93%、金額では約95%を占めており、台湾島内の本・支店は残りの数パーセントである。これは信託預金が、基本的には内地での資金吸収を目的とし、また内地で人気を博したものであった事実が伺える。

それでは信託預金の運用状況は、どのようになっていたのであろうか。表5は、新規取り扱いが中止された1918年6月時点の放資先

表5 信託預金の地方別放資先（1918年6月）

地方	投資額	備 考
台湾	6,488,000	
支那	15,536,000	
南洋	1,818,000	
内地	—	
その他	14,574,000	その他投資は主として紐育に於ける短期公債投資なり
合計	38,416,000	外に運用未済七十三万九千余円あり

出所：台湾銀行 1939, 211

を、地方別にまとめたものである。これによれば、最も多くを占めるのが「支那」で1553万6000円（約40.4%）、次にニューヨーク市場での短期公債投資を主体とした「その他」が1457万4000円（約37.9%）、さらに「台湾」の648万8000円（約16.9%）、「南洋」の181万8000円（約4.7%）が続く。この分布からは、基本的には当初の目論みに沿った形で、資金の6割強がアジア圏に向けられていたことが判る。

また表6は、同時期の放資先を種類別でまとめたものである。これによれば、信託預金で集められた資金が、各種投融資に向けられていたことが明らかとなる。たとえば、最大を占めているのが、諸債券への投資で1466万5000円（約38.2%）となっている。これは先述のように、地域別で見た放資先の「その他地域」が、主にニューヨーク市場での短期公債投資であったことを考えれば、金額的にもほぼ整合している。次いで大きかったのが、中国での政治借款で994万1000円（約25.9%）となっている。また産業への融資をセクター別に見ると、製糖業が最大で406万9000円（約10.6%）を占めている。これは台湾での日系製糖企業への融資であると考えられる。次いで紡績業（157万円、約4.1%）、電気業（147万5000円、約3.8%）、ゴム業（128万8000円、約3.4%）、レンガ業（114万8000円、約2.9%）

表6 信託預金の種類別放資先（1918年6月）

種 別	金 額
支那政府関係借款	9,941,000
支那政府大蔵省証券	1,110,000
鋳 業	630,000
紡 績 業	1,570,000
鉄 道	715,000
製 糖 業	4,069,000
護 謨 業	1,288,000
電 気 業	1,475,000
煉 瓦 業	1,148,000
樟 脳 業	240,000
製 麻 業	300,000
社 債 券	1,249,000
仏 国 円 国 庫 債 券	818,000
英 国 円 国 庫 債 券	408,000
第 一 回 英 国 公 債	639,000
第 二 回 英 国 公 債	4,537,000
英 仏 公 債	7,014,000
雑	1,262,000
合 計	38,413,000

出所：台湾銀行 1939, 212

となっている。また、中国での財政部証券投資にも111万円（約2.9%）が投じられている。こうした運用状況について、『臺灣銀行四十年誌』は次のように記している〔台湾銀行1939, 211〕。

本行は該制度の運用に依り營業資金も頗る潤沢を加へ、業務遂行上裨益したる所尠からず。即ち本行は本資金を臺灣及南支、南洋方面に於ける有利事業に投資して、本邦資本の海外進出を促がし、其の結果島内に於ては製糖業其の他の發達を見、南洋方面に於ては護謨栽培、鋳業其の他拓殖的企業に著手する者を續出せしめ、又支那に於ては我政府の方針に順應して各種の借款に

應じ、或は日支合辦事業を援助して兩國經濟提携を促進せしめたる等、國策上貢獻する所大いなるものありたり。

なお実際の配当については、当時の雑誌記事によれば3年以下が6.5%、3年以上が7.5%以上の利回りを達成したと言われる〔麻島1966, 28-29〕。

### Ⅲ. 信託預金のインパクト

#### 1. 銀行業界および法制面への波紋

台湾銀行による信託預金の開始は、まず銀行業界に少なからぬ波紋と困惑を与えた。その背景には、市中の各銀行が低金利による預金吸収の困難、さらには運用先や利回り確保の限界に苦心していたことがあった。先述の池田成彬の回顧には、次のようにある〔池田1949, 108〕。

協定破りでは臺灣銀行の例の信託預金というのがあります。(中略)私は山成に、『君は暴れるという評判なので反対が多くて(筆者注：交換所に)入れない。暴れないと約束するなら入れるようにしてやろう』と言つたところ、『暴れない』という返事なので、交換所に入れてやつたものなのです。ところが直きに暴れ出して、年六分の利息をつける信託預金というものを始めた。普通預金は五分から五分三厘位でしたから、外の銀行はどんどん臺銀に預金を取られて、臺灣銀行だけが非常に殖えました。

池田の回顧からは、三井銀行に代表される普通銀行が、台湾銀行による信託預金の開始によって、預金獲得の競争激化や預金協定の維持懸念<sup>⑧</sup>などが生じることに、強い危機感を抱いていたことが判る<sup>⑨</sup>。言い換えれば、台湾銀行は良くも悪くも、特殊銀行としての特権に守られる一方で、当時の銀行業界に作

り上げられていた秩序を打ち壊す行動に出ていたのである。これに対して新聞紙上では、信託預金への指弾が始まるなど、有形無形の圧力も高まっていった<sup>⑩</sup>。

こうしたなかで大蔵省が、普通銀行にも実質的な信託業の兼営となる信託預金への参入を認めるか否かに、自然と注目が集まった。これに対して、当時の大蔵省銀行局長であった森俊六郎<sup>⑪</sup>は、「本省に於ては之に対し成るべく開放の方針を採り内規の標準に合致するものならんには之を認可せんとす」〔中外商業新報 1916.11.16〕と述べる一方で、信託関連法制の整備には時間をかける意向を示し<sup>⑫</sup>、態度を曖昧にした。

しかし、これは信託預金の法的根拠が、公的には不明確なままとなることも意味した。先述のように台湾銀行では、その法的根拠としては台湾銀行法の第5条第1項第8号「信託ノ業務」という一項を頼りにしていた。だが、それは特殊銀行に認められた担保付社債信託の取り扱いを前提とした条文であり、これを法的根拠とすることで信託預金を開始し、預金獲得を急激かつ有利に展開したことが、普通銀行の不満と反発を増幅させていた。当時、三井銀行常務で、後に「三井信託」を創設する米山梅吉は、次のように述べている〔中外商業新報 1924.12.24〕。

興銀、鮮銀、台銀等の特殊銀行に信託預金制度が認められた時、吾々もまた銀行業者として大いに異議を述べた、それは信託預金に關する何等法律の規定なきにも拘らず該預金をして銀行預金より利息を多く附した點を不都合だと感じたからである

したがって、信託預金が社会的反響を得るにつれ、これを規定する法制の整備は喫緊の課題となっていた。それにもかかわらず、大蔵省の信託業法に関する調査・立法作業は進展せず、その間にも普通銀行は台湾銀行に預金を奪われていった。さらに1917年7月には、

信託兼営を認可されていた日本興業銀行も信託預金を開始した<sup>(13)</sup>。このため池田や米山に代表される普通銀行側が懸念したように、預金獲得の競争はいよいよ激しさを増し、預金協定は有名無実化しつつあった。当時の新聞報道は、次のように伝えている [大阪毎日新聞 1917.10.14]。

銀行間の預金争奪戦は益々甚しからんとし其預金利率の如き一流銀行にして五分二厘乃至六分の高利を附するのみならず臺灣銀行が手数料を控除して尚且利廻り六分六厘内外に當る信託預金取扱ひを開始し折柄政府亦一箇年償還の臨時國庫證券に日歩一錢四厘即ち年利換算五分三厘以上の高利を附して賣出せしが為め定期預金公定歩合の維持は全く無意義となり預金吸収益々困難なるを免れざる結果遂に今次の引上げ決行を見るに至れる次第なり

状況は1918年の上半期にいつそう激しくなる。特殊銀行の信託預金に対抗して、普通銀行の各行は、長期預金の取り扱いによって預金獲得を目指したが<sup>(14)</sup>、金利が上昇傾向のなかでは、かえって長期預金に資金は集まりにくい状況であった<sup>(15)</sup>。このため普通銀行の間ではさらに不満が高まり、台湾銀行に対しては信託預金の取り扱い中止を要求し、大蔵省に対しては普通銀行の信託兼営を認めさせる、あるいは特殊銀行の信託預金中止を指導させるための運動が始まった。先述の池田成彬の回顧には、次のようにある [池田1949, 109]。

こんな譯で、外の銀行が影響を受けて来たので、山成にそれを廢めるように言つたが、聞入れないので、大蔵省に行つて、『臺灣銀行のやつておるのは信託預金ではないか。あれは銀行の規定に反して居るから廢めるようにして欲しい』と説いたが、何の彼のと言つて要領を得ないので、又日を改

めて行つた。その時も結論がつかず物分れになつたので、三度目には、『それでは三井銀行も信託預金をやるぞ。協定は駄目になるが、その責めは大蔵省に在る』とおどかした。そうしたら先方も急に慌て出し、臺銀の方を廢めさせました。併しそれまでに各銀行共、随分預金を取られましたね。

こうした圧力のなかで大蔵省は、普通銀行による信託預金の開始が信託兼営につながるの考えに転換して、これを不許可とする一方で、信託関連法制の成立以前に信託預金が先行していることから、法制面との整合性を考慮して、台湾銀行には信託二法の早期立法化を条件として、信託預金の新規受け入れ中止を指導する [時事新報 1922.2.12]<sup>(16)</sup>。これを受けて台湾銀行は、1918年6月に新規受け入れを中止した<sup>(17)</sup>。

もっとも、この後も金融環境が変化した訳ではなく、一度口火の切られた預金獲得競争は継続した<sup>(18)</sup>。一方で後述のように、この時点での台湾銀行は、あくまでも信託預金の新規受け入れを中止したのであって、そのものを廢止したわけではなかった。したがって次の焦点と展開は、政府による信託二法の制定、さらにはこれと信託預金との整合性の如何となったのである。

## 2. 信託二法制定の迷走

日本における信託関連法制の制定は、明治末期から試みられ、大正初期には信託業法について2案(1912年10月と1914年4月)が出ている。この背景には、全国で「信託会社」と称する機関が乱立して、各種問題を惹起していたことがあった。加えて1916年末には、台湾銀行による信託預金の開始と、これによって引き起こされた波紋から、法案制定は喫緊の課題となった。

このため、信託および信託業の根本觀念を規定した司法省による信託法と、実務的な取り締まりを規定した大蔵省による信託業法の

二法に分化され、1917年11月には草案が完成し、本来は第40議会（1917年12月27日～1918年3月26日）に提出される予定であった。しかし、大蔵省では信託業法の提出準備が完了していたものの、司法省では信託法の提出準備が整わなかった。この間、大蔵省は1918年9月に、前案を改定したものを再度完成させるが、またもや司法省の準備が遅れたため、第41議会（1918年12月27日～1919年3月26日）への提出も困難となった〔中外商業新報 1918.10.23〕。ようやく1919年10月、両法案の提出準備が完成し、司法・大蔵各省の調査委員会に付議されてから、12月25日の閣議に提出され、第42議会（1919年12月26日～1920年2月26日）会期中に審議される運びとなった〔大阪朝日新聞 1919.10.3〕。

ところが、この1919年の信託業法案では、信託業と銀行業を別個のものに分離する、いわゆる分業主義の基本方針を採用していた<sup>(19)</sup>。このため、すでに信託業務に参入していた、あるいは将来の参入を目指す各銀行では、別働隊として新しい信託会社を設立する動きが活発化する〔大阪毎日新聞 1920.2.14〕。

たとえば東京では、十五、三菱、第一が合同して一大信託会社の創設を試みるものの頓挫し、各行が独自の信託会社設立を計画する〔東京朝日新聞 1919.12.26〕。この結果、第一、第二などの合併による資本金5000万円の信託会社や、十五銀行による資本金5000万円の国際信託の設立が計画される〔大正日日新聞 1920.2.14〕。また、日米信託は資本金3000万円の第二日米信託会社を新設した上、これと対等合併して5000万円の会社となることを計画し、日本興業銀行も資本金5000万円の日興信託を設立し、帝国商業銀行も帝国証券信託との合併によって信託銀行化する方針を打ち出した。関西でも資本金5000万円の日本信託銀行が設立され、既設の山口銀行系である関西信託も5倍増資による基盤強化を表明した。一方では小規模な信託会社も乱立し、

三井銀行の調査に拠れば1921年9月までに、それらの資本金総額は1億1千万円に達し、全国で2000社以上に急増した〔大阪毎日新聞 1921.10.22〕。

こうしたなかで特筆すべきは、台湾銀行の山成喬六による資本金1億円の信託会社「中央信託」の設立計画である。これについて山成は、次のように述べている〔東京朝日新聞 1919.11.17〕。

我金融界に於て欠陥とすべきは企業と金融との関係を圓滑にし殊に海外企業投資に對する金融を容易ならしむる實力ある一大仲介機關を缺くことなりとす斯る機關にして存せんか彼の保證信託業務の如き保證に對する危險を分擔すること夫の再保險の如き作用を行ひ或は海外に於ける有望の企業或は證券を紹介する等の業務を行は、我が國運の發展に資すること一層大なるべしと思惟す而して右の如き作用を完全に行ふべき機關は少くも資本金一億圓程度のものたらざるべからず

ここからは、信託という概念の実践と普及を目指して信託預金を生み出し、また関連法制審議会の審議委員となって活躍していた山成が、あくまでも信託という業務にこだわり続けていたことが判る。この気概は、中央信託の設立計画が1919年中に頓挫した後でも<sup>(20)</sup>、翌1920年2月に台湾銀行の理事職を辞してまで、信託業を開拓しようと試みた姿勢から伺える<sup>(21)</sup>。同年3月、台湾銀行株主総会での桜井頭取による山成辞任への言及は、これを端的に示している。

尚ほ理事山成喬六氏は信託業に従事する為二月十四日辞任せられたり（中略）本行の今日ある氏に負ふ處寔に多大なり氏の辞任は本行の頗る遺憾とする所なりと雖も氏の抱負と宿志の遂行の為には又已むを得ざるなり〔時事新報 1920.3.7〕

一方で、第42議会で審議予定の法案には、新たな問題が生じていた。この法案では、信託銀行という業態の法的根拠が、信託法であるのか銀行法であるのかの規定がなく、また信託預金も認めない方針となっていたため[大阪時事新報 1920.2.11]、銀行業界からは強い異論が噴出していった。加えて法案では、非営利的信託が当初から想定外であるなどの欠陥もあった。このため再度の修正が必要となり、第43議会（1920年7月1日～1920年7月28日）にも法案を提出できない状態となった。

さらに1920年10月の法制審議会では、一部委員たちが強硬な態度で法案の根本的修正を迫った[大阪証券日報 1920.10.11]。これは委員中、大蔵省や台湾銀行の出身者である阪谷、江木、添田、山成などが、法案による営業範囲の制限は信託業の発達を阻害すると主張したのに対して、岡野、井上、山崎、早川などが原案を支持し、その対立が深刻化したものであった[中外商業新報 1921.2.22]。結局、法案は1921年10月に法制審議会を通過するが、やはり信託業法の業務範囲は制限されており、銀行、保険、証券取引所による信託兼営も明確に否定した内容となった。そして第45議会（1921年12月26日～1922年3月25日）会期中の1922年3月9日、両法案はようやく議会審議に付され、同日に可決・成立した。その様子を当時の新聞は、次のように報道している[中外商業新報 1922.3.11]。

衆議院に於ける信託法案外四件委員會は九日午後一時四十五分開會（中略）先づ信託法案を附議満場一致原案通り可決次いで信託業法案の審議に移り各派聯合案として左の修正案を提出した（中略）黒田局長来年の一月一日即ち大正十二年一月一日頃より施行する考である と答辯し次いで、小田切磐太郎氏（政）賛意を表し鈴木久次郎氏（憲）賛成し採決の結果之亦満場一致可決

こうして数年間の迷走を経て成立した信託二法について、すでに信託の権威として名を成していた山成は、新聞のインタビューに対して次のように答えている[大阪朝日新聞 1922.10.7]。

信託業法の施行細則が大蔵省で制定せられるに就て其綱領の発表を見たが右は信託業に對する危険を排除し其發達を圓滑ならしむるものとして賛意を表すが業務の種類を制限し方法を限定するは業法の活用を束縛し同時に未經験なる同業に對して餘程の危険を齎すに非ざるやを恐れるのである

### 3. 台湾銀行による信託二法への認識と対応

以上のように、数年間も迷走を続けた信託二法の制定過程で、その起爆剤となった信託預金を生み出し、また最終的にはその廃止に追い込まれた当事者の台湾銀行は、新法の問題をどのように捉えていたのであろうか。ここでは信託預金との関係から、同行の内部文書を元に、その認識と対応を辿りたい。

台湾銀行は、1917年に信託二法の法案が具体化し始めた時点で、東京支店総支配人代理である藤本夏生が「一般信託法定ノ曉当行信託預金トノ關係如何ハ誠ニ重大ナル問題トシテ今後考究ヲ要ス可キモノ有（中略）本件ニ関シ好機ニ於テ銀行局長ニ内聞致候」[台湾銀行 1917b]と本店に報告しているように、当局との接触を図り、その影響について検討を開始している。

この時に銀行局長から示されたのは、①最低収益限度の保証は信託の精神に背反する、②受託者が契約条件以上の責任と危険を負担する理由はない、③合同運用は受託についての根本的觀念に背反する、という3点であった。これに対して台湾銀行側は、①利回り保証が仮に信託の觀念に合致しなくとも、その存続は本邦經濟に適するもので、社会に害毒を与えるものではない、②信託預金は、信託概念による資金受託および単純消費寄託によ

る一般預金との中間に位置し、その存続は社会一般に有利となる、③合同運用は、将来の投融資利回りの変動や、投資対象に対する優先弁済権などから、信託法制定時には容認されない可能性を認めつつ、新法制定後には、すでに受け入れた預金を個別運用することは實際上不可能であり、また新規に受け入れた預金は1口～数口分に適した投資対象を探して運用する以外にない、などの認識を伝えている〔台湾銀行 1917b〕。

この1917年の時点では、「仮令今期議會ヲ通過シ其発布ヲ見ルトスルモ其実施期間迄ニハ相当準備日数ヲ許容セラル可クニ付其間新法ニ適合スル様当行預金制度ニ修正ヲ加フル餘裕可有」〔台湾銀行 1917b〕としており、新法制定後も信託預金を継続する前提で議論を進めていた<sup>(22)</sup>。しかし、銀行局長から指摘された合同運用の問題は、現実としてクリアすることが難しく、これは台湾銀行が1918年6月以降に信託預金の新規受け入れを中止した理由について、「信託法制定の必要を認められ、近く議會に提出の内議あり、而して同法制定の暁には本行信託業務も多少之を變改するの要あるべきを慮り」〔台湾銀行 1939, 212〕と説明していることにも符合している。

もっとも台湾銀行は、1918年には新法の早期制定を前提として、信託預金の新規受け入れを中止していたが、立法化が遅々として進まないなかでは、その再開や継続についても何等の問題はないとの認識をもっていた。これは1920年10月の法制審議會における信託業法案が営業範囲に制限を加え、信託預金を認めない方針であることに対して、同月付の調査報告書が、「信託預金ハ信託業法ニ抵触セズ從テ之ヲ停止スルノ理由ナシ」〔台湾銀行 1920〕と記していることから判る。その理由として、次の4点を挙げている。

第一に、信託預金とは新法に規定される「管理信託」、「処分信託」、「担保付社債信託」のうち、処分信託の一種であるとの認識による。これは、委託者による信託預金の資金が

契約時に受託者である銀行に移転するのは、これを管理するためでなく、有価証券や事業への投資のためであり、これによって資金は物質債権に変質することから、処分信託に該当するとの考えに基づいている〔台湾銀行 1920〕。第二に、信託預金の投資行為は、委託者と受託者の間で特定の意思表示によって投資方法が定められており、この場合には信託預金が、信託財産あるいは信託資金の何れであっても、法律に抵触・拘束されるものではないとの認識による〔台湾銀行 1920〕。第三に、利益配当保証は、信託固有の観念ではないことを認めつつも、契約自由の原則によって委託者と受託者の契約によるべきもので、公序良俗を害するものではなく、信託業法にも抵触しないとの認識による〔台湾銀行 1920〕。第四に、費用や報酬の徴収は、法案では信託財産から生じた利益より控除し、なお不足の場合は元本より控除できることが受益者本位ではないとして、一方で台湾銀行の信託預金は受益者本位の考えから、利益が生じなければ費用や報酬を徴収しないことを踏まえ、その上で営業としての信託の費用や報酬の徴収は当然との認識による〔台湾銀行 1920〕<sup>(23)</sup>。

以上のように、台湾銀行は信託二法の動向について大きな関心を払っており、情報の収集と分析をおこなっていた。たとえば、原案が1921年10月に法制審議會を通過した前後、台湾銀行の行内閲覧用文書はこの内容を添付しており、「山成委員ノ手許ニアリシモノヲ謄寫シタルモノニ付極秘取扱トス」と注記されていることから、法制審議委員であった台湾銀行OBの山成を通じて、各種の情報や草案を入手していたことが判る。また、1921年12月には「信託法案及信託業法案」〔台湾銀行 1921〕という詳細な調査報告書を作成し、内容の法的分析をおこなっている。

しかし、1921年10月に法制審議會を通過した「信託業法」案では、銀行による信託預金が禁止されることになった。これにともない、

それまで台湾銀行による信託預金の法的根拠となっていた、台湾銀行法の第5条第1項第8号「信託ノ業務」という一項も削除される見通しとなった。この影響について、1922年の調査報告書である「本行信託業務ト信託法案及信託業法案トノ関係」は、次のように記している [台湾銀行 1922]。

信託法及信託業法案施行ト共ニ臺灣銀行法第五條ヨリ信託ノ業務ナル一項ヲ削除スル事トナラハ當行ニ影響スルトコロ尠ナカラズ就中有價証券信託預リ及委託賣買ノ取扱ヲ禁止セラルルモノハ最モ苦痛トスルトコロナリ

ここで注意すべきは、台湾銀行が信託業務を兼営できなくなることのデメリットとして、信託預金でなく、有価証券信託や証券委託売買が取り扱えなくなることを挙げ、最大の問題としている点である。同報告書では、信託預金について次のように結論づけている [台湾銀行 1922]。

信託法案ニ所謂信託ニ属スヘキモノニシテ同法施行後ハ當然禁止セラルルモノナリ然レトモ當行ハ上述ノ如ク目下中止ノ状態ニアリ且ツ契約後ノモノハ信託業法施行後モ依然繼續スルコトヲ得シカ故ニ現状ニ対シテハ何等ノ影響ナキモノトス

これは来るべき信託業法によって、銀行による信託預金の営業禁止がもはや避けられないことを、台湾銀行側も理解していたためであった。これにより台湾銀行の優先事項は、信託預金の営業存続ではなく、台湾銀行法第5条からの「信託ノ業務」の削除と引き換えに、新たに「擔保付社債信託業務」、「公債社債又ハ株式ノ募集引受払込並ニ其ノ元利金又ハ配當金ノ支払」、「手形ノ引受及債務ノ保證」、「有價証券ノ委託賣買及貸借」という4項目の挿入を目指すことに変化した [台湾銀

行 1922]。

結局、台湾銀行法の改正案は1922年2月、国会に提出された。そこでは「信託ノ業務」が「擔保附社債ニ關スル信託事業」に、「有價証券ヲ買入ル・事ヲ得」が「有價証券ノ應募引受又ハ買入ヲ為ス事ヲ得」に改められ、また「國債証券地方債券社債々券若クハ株券ノ募集其ノ払込金ノ受入又ハ其ノ元利金若クハ配當金ノ支払ノ取扱」という一項が付け加えられていた [大阪毎日新聞 1922.2.26]。そして同年3月、信託二法の成立と同時に、台湾銀行も改正された。これを受けて、日本における金銭信託の先駆けとして一世を風靡し、また信託二法の制定作業を加速させる契機にもなった台湾銀行の信託預金は、正式に廃止されたのである<sup>(24)</sup>。

## おわりに

金融の本質的役割、これを手がける金融機関の存在意義とは、マネーとその「流れ」を用いて、新しい技術やアイデアを取り入れた新たな枠組みや仕組みによって価値を創造し、社会的意義のある変化を刺激しながら、経済活動を促進することにある。すなわち、マネーによる社会のイノベーション（変革）である。大正時代に台湾銀行と山成喬六の手がけた信託預金とは、当時の日本ではまだ新しかった信託という概念を用いた、まさに金融によるイノベーションの実践でもあった。

それは、1910年代の台湾銀行によるアジアでの膨張的な経営拡大を背景に、日本内地での資金吸収を強化する必要性から生まれた。またそれは、信託商品としての利便、海外運用の機会提供、利回りの保証など、さまざまな利点を人々に提供するものであった。これが当時の内地における金融緩和状態のなかで、有利な運用先を求める大量の遊資と合致したがゆえに、信託預金は大きな反響とともに急激に取扱高を増やし、成功を収めるかに見えた。

しかし、台湾銀行の信託預金は、法制や銀行業界の枠組みに拘束されるのではなく、自らが先行して枠組みを作ろうとしたがゆえに、大きな逆風に晒されることになる。法的には、信託預金を規定する法制は未整備であったが、むしろ台湾銀行はその間隙を突いて、台湾銀行法での担保付社債信託を想定した「信託ノ業務」の一項を根拠として、さらには大蔵省出身の山成が持つ同省との特殊な関係性を武器として、信託預金の開始を有利に進めた。これによって台湾銀行は、信託兼営の特権を持たず、また預金協定による業界秩序の安定を重視する普通銀行の利害と、決定的に対立することになる。

それゆえに、信託預金という商品自体は画期的なものであり、巷間の反響も十分であったにもかかわらず、普通銀行からの有形無形の圧力に大蔵省も動かざるをえなくなる。このため、信託預金は法制の整備を理由として、開始から2年も経たずに新規受け入れの中止を余儀なくされる<sup>(25)</sup>。これに対して台湾銀行が、その後の信託二法の制定過程でも信託預金の再開と継続を目指していたこと、さらに成立直前の信託二法案の内容に鑑みて、最終的には信託預金の存続を断念すると同時に、有価証券信託など他の信託業務の維持・継続に焦点を移していたことが、本稿の考察からは明らかとなった。

以上の経緯による信託預金は、実質的な取り扱いの期間が短かったため、それ自体の具体的効用を評価することは難しい<sup>(26)</sup>。一方で、信託預金が後年の金銭信託の原点かつモデルとなっただけでなく、それが世に送り出されたことで引き起こされた波紋や摩擦が、信託二法という日本信託業の発展契機となる法制定を刺激・加速させたことを考えれば、間接的ではあっても社会経済にイノベーションをもたらしたことは、確かな事実と言える。

最後に、この大正時代に起こった信託預金をめぐる諸問題を考察することは、ただ信託業の発展史を考える意味に止まらず、金融と

いうイノベーションの手段によって一つの時代、一つの世界を切り拓こうとした、台湾銀行や山成喬六という先人たちの、果敢な営為や精神を振り返ることでもある点を強調したい。これは現代において、受動の精神に沈滞する我が国の経済、さらには経済の心臓であるべき金融機関にとって、金融の本質的役割を再考する上でも、真摯に受け止めるべき有益の経験を含むものと信じる<sup>(27)</sup>。

### 【注】

- (1) 日本興業銀行の初代頭取として設立にも深く関与したのは、元大蔵次官で1899年に台湾銀行頭取となっていた添田壽一であった。広く知られるように、添田は官庁エコノミストの先駆者として、欧米の経済学や新制度について詳しい知識を吸収していた。こうした背景から、彼は信託という新しい金融モデルにも強い関心を抱いており、日本興業銀行や台湾銀行は、その影響を受けていた。
- (2) この時期の台湾銀行は、1915年に1000万円の増資を実行するなど、資金調達を拡大していた。
- (3) 「この遣り手の山成君は大正三年頃臺銀法を改正して投資信託を創始し、大正八年には資本金一億圓の中央信託を計畫して流産に終わった経験も持つている。信託業法制定當時には臨時委員にも挙げられた、これを以つて信託業界では功勞者として、彼の名を録してゐるとか」[時事新報 1932.5.4]
- (4) 「臺銀の支那南洋に於ける資金は確實たる事業乃至支那地方省の借款に應ずるにあれば其金額も相當巨額を要す可く其期限も長きを要するを以て一口の預金高を五千圓以上とし其期限を二箇年以上となしたる次第なり」[時事新報 1916.11.13]
- (5) 麻島氏は、受託者である台湾銀行にとって、わざわざ不利な条件を付しているのは、「収益性よりとにかく資金の量を確保することが先決だったからであろう」[麻

- 島 1966, 30] と推測している。
- (6) 「吸収したる資金の用途に就ては既に相當の成算もあり需要を控へ居れり之れ同行が臺灣南支南洋より倫敦紐育等に廣く市場を有する為め内地は到底右最低利率以上に放資する事困難なる金融事情なるに拘らず相當高利に資金運用の途を發見し得る次第なりと云ふ」[時事新報 1916.11.15]
- (7) 総預金中の信託預金の割合は、1919年上半期に最大12.9%となっている [麻島 1966, 27]。
- (8) 「臺銀今回の擧は普通銀行に對する一大警鐘とされつゝ、あり尤も目下一般銀行は何れも預金の増加に苦める折柄、臺銀の如く最低保證率五分五厘の預金を運用するは困難なりとなせるも兎に角臺銀に於て五分五厘の預金を充分有利に運用するに至れば他の銀行も結局之に倣はんとする傾向を生ず可し」[中外商業新報 1916.11.15]
- (9) 預金協定について、池田成彬は次のように述べている。「三井は協定を飽く迄も厳守して行く。その代り違反する者はとつちめて行こうというのでしたからね。」[池田 1949, 110]、「こうした預金協定の違反については、新聞記者諸君は摘發する方の側ですからね。協定の維持に力を入れて呉れました。之が反對にやかましいことをいうじやないか、協定なんてどうでもいゝじやないかという態度で出られるとまことに困るのですが、そうでなかつたので、非常な助けになりました。」[池田 1949, 109]
- (10) たとえば『大阪毎日新聞』は、以下のような論説を掲載している。「臺銀は利子の勘定を如何にするか如何に運用するか僕の杞憂を以てするに到底普通預金の吸収策のみである真に信託の効果を擧げんとするには多少懸念さるる所もある普通預金の吸収策に對し大蔵省が之を許すなど、云ふのは輕率であるまいか臺銀が長期の定期預金を得んとする其成功は同行の為に賀すべきであるが銀行者たるものは斯の如く羊頭を掲げて狗肉を售るが如き方法を講ずるのは果して堅實なる營業か」[大阪毎日新聞 1916.11.28]
- (11) 森俊六郎 (1877-1957) は、大蔵省では山成の後輩にあたり、また阪谷芳郎の大蔵大臣時代には秘書官を務めている。1920年には理財局長を最後に退官し、台湾銀行副頭取に就任している。
- (12) 「法規の制定に關しては本局に於て既に調査中なれば或は近く原案の脱稿を見るべきも複雑なる業務にして容易に巨細の決定を急ぐべきものに非ざれば結局目下之に關する取調べの為め特に英米兩國に派遣されたる山内属の歸朝して復命するを待ち成案を得るに至らん勿論來るべき議會に提出さるべしとは想像もせざる所也」[中外商業新報 1916.11.16]
- (13) 「興業銀行は其營業課目の一として従来信託業務を營み居たるが今回特に信託預金、財産管理の二事を創むる事となり七月二日より實行したり(第一)信託預金は(イ)預金者より放資證券を指定するもの又は證券の利率を指定するものにして一口の金額は五百圓以上(ロ)最低利率を保證する者にして一口の金額は五千圓以上の二種に分ち期限は何れも三箇年以上二十箇年以内とす右の(イ)の預金に對しては興銀所定の特別當座預金の利子を附し(ロ)の預金に對し若し最低利率年五分五厘以上の収益ありたるときは相當手数料を控除したる上一切預金主に配當する筈」[大阪朝日新聞 1917.7.5]
- (14) 「臺灣銀行の創始したる信託預金制度は意外の好績を示しつゝ、あることゝて他の普通銀行に於ても之に倣はんとする傾向を生ぜり(中略)預金の放資に付き何等の拘束を受けずして而かも固定的預金を集め又預金者に對しては事業放資の媒介機關たらんが為め長期預金を創始せんとする傾向金融界に發生し某大銀行は既に調査に着手するに至り其實行さるゝ暁は他の銀行も之に倣

- はんとする形勢顕著なり」[中外商業新報 1917.3.28]。
- (15) 「特殊銀行の信託預金開始以来普通銀行に於ても一般に長期預金を取扱はんとする傾向を生ぜりと雖も何様余り長期の預金は普通銀行に便宜ならざるが上近来預金利子の漸次引縮らん気配を呈せる折柄とて預金者も格別長期預金を歓迎せざる形勢ありと」[中外商業新報 1918.4.17]
- (16) 台湾銀行に対して有形無形の圧力がかかっていたことは、次の新聞報道からも伺える。「(筆者注：信託預金は) 今や四五千萬圓の巨額に達し尚ほ底止する所を知らざるの盛況を呈せざるやに聞く。然るに之が為めに他の銀行の預金にも影響するに至れるより、一種の勢力に餘儀なくせられて断念せりとも又は該行の都合上自發的に中止せりとも傳へらる。」[報知新聞 1918.6.20]
- (17) 台湾銀行は『台湾銀行四十年誌』で、次のように説明している。「同業者中本行の制度に倣ひ、信託預金を開始せんとするもの多きを加ふるに至り、之に伴て諸種の弊害を生ずる處ありたるを以て、政府に於ても此の種業務に關する取締の為め信託法制定の必要を認められ、近く議會に提出の内議あり、而して同法制定の暁には本行信託業務も多少之を變改するの要あるべきを慮り、大正七年六月以降信託預金の新規預入取扱を中止し、大正十二年一月信託業法の實施せらるゝに先立ち、該預金の取扱を廢止せり。」[台湾銀行 1939, 212]
- (18) 「臺灣銀行及び日本興行銀行の信託預金は既に中止せられたるも、之に因りて生じたる預金争奪の弊は尚艾除さるゝに至らず、一二流の銀行は預金利率の引上によりて左迄の苦痛を感ぜざるも其餘の銀行に至りては銀行本然の業務たる短期貸付を行ふのみにては貸出利率を高うするを得ざる結果自から高利の長期貸付を為すの傾向を生じ、而かも借主の信用資産を十分に調査せざる為め不測の損害を蒙るもの無きにあら
- ず、金融界に危険は殆ど想像の外にありと雖も、中央にありては為替資金の缺乏を醫する為め有力なる為替銀行すら争つて預金吸収に努力し旁々預金争奪は依然續行せられつつあるものの如し。」[満州日日新聞 1918.11.20]
- (19) 「議論の焦点は信託業と銀行業の兼営を認むべきや否やであった。本家本元の米国では銀行と信託との兼営を認めているので兼営論者が多かったが、当行山成理事はわが国ではまだ信託の研究が十分ではないので当分は兼営を認めない方がよい、しかし法律論は別とし業務は関連するところが多いので、信託業務に慣熟して来たら、その時に兼営を認むるか否かを決定しても遅くはないとの意見を述べたので、ついにこの意見が通って銀行と信託とを別にする法律が出来たのである。(編者が直接山成老より聞いたところである)」[日本貿易信用 1964, 433]
- (20) 「尚臺灣銀行山成氏が同行辞任の上一大信託會社を創立すべしこの説は一時市中に喧傳せられたるも仄聞する所に依れば同計畫は某銀行との間の交渉圓滑に進捗せず目下中絶の姿なりと云ふ」[東京朝日新聞 1919.12.26]
- (21) しかし、この後の山成は信託業で活躍することが叶わず、東洋製糖社長などを経て、1932年に満洲中央銀行の副総裁に転じる。
- (22) 東京支店総支配人代理である藤本夏生の本店宛報告書には、「尚本預金制度ニ關シ本邦唯一ノ經驗トシテ本制度改正ニ關スル希望等ハ好機ニ於テ常ニ当局者ニ内談致候」[台湾銀行 1917b] とある。
- (23) また、同調査報告書は信託法案に対して「一般信託ニ關スル法條簡單ニ過クルノ嫌アリ」、「信託ノ觀念明瞭ナラス」[台湾銀行 1920.10.13] との批判的態度をとっている。
- (24) しかし、この後には銀行と信託会社の

間で、次のように競争が開始される。「近頃の我金融界に於る一の傾向として銀行對信託會社の預金争奪が問題となつて来た。即ち一部の銀行業者が現行の信託預金は銀行預金の將來を脅かすものなりとして（中略）信託業法の一部改正を大蔵省に申請中であるが、他方信託業者は之れに對して、信託業法に依る信託業務を開始してより未だ一年になるかならずに早くも銀行業者の反對に遭ふば、斯業發達の幼芽を摘み採るものとなし、信託業者としては飽くまで現行信託法及び信託業法の維持をこれまた大蔵當局に陳情中である。」[大阪朝日新聞 1924.12.9]

(25) これ以降の台湾銀行は、信託預金の払い出しを迫られる一方で、借入金やコールマネーが急増するなど、資金ポジションが悪化している [麻島 1966, 30]。

(26) 麻島氏が指摘するように、信託預金を継続営業していた場合、その規模は拡大していたとしても、当時の膨張政策による後年の破綻を考えれば、海外投資偏重の信託預金には危険性が内包されていたとも言える [麻島 1966, 41]。

(27) 有形無形の圧力によって、台湾銀行の信託預金が新規取扱い中止に追い込まれた一件を評した次の論説は、今日の日本経済がイノベーションを成し遂げる上でも、乗り越えなければならない心理的態度を指摘している。「何となれば、他に率先して新事業に着手し幸いに多少の成績を擧ぐるや、直に多數の反對妨害に遭遇し折角の計畫を挫折せられなば、國民の元氣、企業心を阻害すべければなり。他の成功を見ては自らも之に劣らじ負けじとて更に一層の奮勵一段の新機軸を出すの勇氣に乏しき、是れ目下の通弊たり。」[報知新聞 1918.6.20]

#### 【参考文献】

##### 【一次資料】

台湾銀行 1914「信託業務ニ就テ（玉置書記

稿）」

台湾銀行 1916a『臺灣銀行信託預金案内』

台湾銀行 1916b「大正五年十一月二十五日  
東京支店総支配人山成喬六 総務部長中  
川小十郎殿 信託預金取扱手續ノ件」

台湾銀行 1917a「信託ニ關スル調査（阿曾沼  
書記稿）」

台湾銀行 1917b「東京支店総支配人代理藤  
本夏生 総務部長中川小十郎殿 信託預金  
ノ件」

台湾銀行 1917c「信託預金及信託ニ就テ」

台湾銀行 1920「信託業法ト當行業務トノ關  
係」

台湾銀行 1921「信託法案及信託業法案」

台湾銀行 1922「本行信託業務ト信託法案及  
信託業法案トノ關係」

#### 【新聞資料】

大阪朝日新聞 1917.7.5, 1919.10.3, 1922.10.7,  
1924.12.9

大阪時事新報 1920.2.11

大阪証券日報 1920.10.11

大阪毎日新聞 1916.11.28, 1917.5.1,  
1917.10.14, 1920.2.14,

1921.10.22, 1922.2.26

時事新報 1916.11.13, 1916.11.15, 1920.3.7,  
1922.2.12, 1932.5.4

大正日日新聞 1920.2.14

中外商業新報 1916.11.15, 1916.11.16,  
1916.11.17, 1917.3.28, 1918.4.17,  
1918.10.23, 1921.2.22, 1922.3.11,  
1924.12.24

東京朝日新聞 1919.11.17, 1919.12.26

報知新聞 1918.6.20

満洲日日新聞 1918.11.20

#### 【刊行資料】

麻島昭一 1966「特殊銀行の信託預金問題」『金  
融経済』98号、金融経済研究所

麻島昭一 1972「大正初期の信託業法立法事  
情」『金融経済』132号、金融経済研究所

池田成彬 著、柳沢健 編 1949『財界回顧』  
世界の日本社  
井原市教育委員会 編 2008『井原市人物伝  
郷土が生んだ偉人たち』井原市教育委員  
会  
台湾銀行 1919『臺灣銀行二十年誌』台湾銀

行  
台湾銀行 1939『臺灣銀行四十年誌』台湾銀  
行  
日本貿易信用 1964『台湾銀行史』日本貿易  
信用